令和６年１２月１９日
議 院 運 営 委 員 会

「衆議院選挙制度に関する協議会」設置要綱

１　名称及び目的

衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長（以下「議長」という。）の下に衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　構成

（１）　協議会は、各会派を代表する議員13人の協議員によって構成する。

（２）　前項の協議員の各会派の割当は次のとおりとする。

自民３人、立憲２人、維新１人、国民１人、公明１人、れ新１人、
共産１人、有志１人、参政１人、保守１人

（３）　協議会の座長は、協議員の中から議長が指名する。

３　運営

（１）　協議会の検討の対象は、衆議院の選挙制度に関する次の事項とする。

①　衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和４年11月８日）の検討事項

②　与野党６党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和５年12月）において整理された事項

③　協議会が必要と認める事項

（２）　議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、協議会に出席し、発言することができる。

（３）　協議会は、学識経験者その他必要と認める者の意見を聴取することができる。

（４）　協議会は、（１）①の附帯決議を踏まえ、令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

（５）　協議会の運営については、この要綱に定めるもののほか、国会法及び衆議院規則による委員会運営に準拠するものとする。

（６）　協議会の事務は、衆議院事務局が掌る。

◎設置要綱決定以降に生じた協議員の員数及び各会派割当変更について

〇令和７年１０月１５日（第218回国会閉会中）

会派の解散（有志の会、日本保守党）及び会派の結成（有志・改革の会、減税保守こども）に伴い、協議員の各会派割当を以下のとおり変更することを、議院運営委員会理事会において協議決定した。

自民３人、立憲２人、維新１人、国民１人、公明１人、れ新１人、
共産１人、有志１人、参政１人、こども１人

なお、同日、議長は、有志・改革の会及び減税保守こどもより、協議員候補者届を受領した。

〇令和７年１１月１７日（第219回国会）

会派の解散（有志・改革の会）及び会派の結成（有志の会、改革の会）に伴い、協議員の員数を14人とし、各会派割当を以下のとおり変更することを、議院運営委員会委員長及び理事の了承を得て決定した。

自民３人、立憲２人、維新１人、国民１人、公明１人、れ新１人、
共産１人、有志１人、参政１人、改革１人、こども１人

なお、同日、議長は、有志の会及び改革の会より、協議員候補者届を受領した。

〇令和７年１２月１５日（第219回国会）

会派の解散（改革の会）に伴い、協議員の員数を13人とし、各会派割当を以下のとおり変更することを、議院運営委員会理事会において協議決定した。

自民３人、立憲２人、維新１人、国民１人、公明１人、れ新１人、
共産１人、有志１人、参政１人、こども１人